

高知県開発許可技術基準の一部改定の概要について

高知広域都市計画区域では、人口減少や少子高齢化の進展、南海トラフ地震をはじめとする自然災害への対応が課題となっており、特に土地利用規制の厳しい市街化調整区域において影響が大きく、地域の活力が衰退しています。

このため、地域コミュニティと産業の維持・活性化や高台移転を促進させるため、市街化調整区域の土地利用規制について、地域の実情を踏まえた規制緩和を実施することとしています。

市街化調整区域において開発行為を行うためには、開発区域に一定の技術的水準を保たせるための基準（高知県開発許可技術基準）に適合させる必要があります。

このため、今回の規制緩和では、地域コミュニティと産業の維持・活性化や高台移転を促進させるため、開発候補地の選択肢を拡大させることを主眼に、地域の実情を踏まえた柔軟性のある技術基準となるように改定を行うものです。

具体的な改定の内容は、下記のとおりです。

記

- 1 既存道路（政令第25条第2号）に関するただし書きの見直し
 - ・開発区域内に新たに道路が整備されない一敷地の単体的な開発行為で、利用者が当該道路に面する敷地の居住者等に限られる場合の既存道路について内容を見直し
- 2 既存道路（政令第25条第4号）に関する幅員の基準の見直し
 - ・開発区域周辺の道路の状況によりやむを得ないと認められるとき、車両の通行に支障がない範囲での既存道路の幅員を見直し
 - ・開発区域周辺の道路の状況によりやむを得ないと認められるとき及び車両の通行に支障がない範囲を具体的に明記